破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第１６２号
福岡市東区香椎照葉５丁目１番12―405号センターマークスタワー、前住所長崎県松浦市志佐町浦免1297番地１
破産者　祖川　順子
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３２７号
福岡市博多区麦野４丁目40番17―305号　ＲＸ雑餉隈
破産者　久保山洋盟
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６２４号
福岡市南区筑紫丘１丁目12番１―515号　チサンマンション大橋、前住所福岡市南区横手４丁目７番10―102号　日商岩井リバーサイドマンションＡ棟
破産者　熊原　厚子
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６４７号
福岡県太宰府市都府楼南３丁目24番12―301号、前住所福岡市博多区諸岡１丁目６番12―203号　ＧＲＡＮＤＴＩＣ　Ｒｉｚ　諸岡
破産者　清野　里美
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８３５号
福岡県糟屋郡志免町南里７丁目７番26号コーポＴＡＫＡＹＯＳＨＩⅡ201号
破産者　浦　　昂樹
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９４８号
福岡県春日市桜ヶ丘７丁目32番地　大産桜ヶ丘第二ビル305号
破産者　土井　彰哉
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０３６号
福岡市東区美和台新町28番12号
破産者　野田　隼美
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０６１号
福岡市中央区白金１丁目２番15―1001号スーペリアニューハイム薬院
破産者　轟　　秀則
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１４１号
福岡県糟屋郡新宮町下府７丁目８番26号
破産者　川端　　斉
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１４８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒110番地２ベンタナヒルズ篠栗８―902号
破産者　美装メンテナンスこと　入江　智彦
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２８号
群馬県伊勢崎市山王町304番地５
破産者　高橋　一将
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第６６号
青森県十和田市東十三番町47番９号
破産者　橋本　美貴（旧姓　本間）
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

令和８年（フ）第３６２号
仙台市太白区東中田３丁目25番５号
破産者　渡辺　和也
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４７９号
仙台市太白区四郎丸字落合23番地の１　四郎丸東市営住宅２号棟315
破産者　伊藤　博毅
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３４号
秋田県能代市落合字古釜谷地５番地３
破産者　西村チヨ子
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和７年（フ）第２６１号
東京都足立区西綾瀬三丁目30番16号
破産者　池森　義明
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４５号
埼玉県春日部市粕壁東１丁目25番11―401号日神パレステージ春日部元町公園
破産者　稲垣　紀江
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４６号
埼玉県春日部市粕壁東１丁目25番11―401号日神パレステージ春日部元町公園
破産者　稲垣　隼人
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４７号
埼玉県春日部市粕壁東１丁目25番11―401号日神パレステージ春日部元町公園
破産者　稲垣　祐人
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係